

# 和歌山県警察犯罪抑止総合対策本部設置要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和4年3月25日 生企第23号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

安全で安心な街づくりを実現するため、これまで、平成14年10月1日から和歌山県警察街頭犯罪等総合対策本部設置要綱に基づき、街頭における犯罪の検挙及び抑止のための総合対策に組織を挙げて取り組んできたところであるが、このたび、犯罪総量の抑止に向けた総合対策をより一層推進するため、同要綱を別記のとおり改正し、平成23年3月18日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

## 別記

### 和歌山県警察犯罪抑止総合対策本部設置要綱

#### 第1 設置

警察本部に和歌山県警察犯罪抑止総合対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

#### 第2 任務

対策本部は、県民の体感治安に多大な影響を及ぼす犯罪全般について、検挙及び抑止のための総合対策（以下「犯罪抑止総合対策」という。）を組織を挙げて推進することを任務とする。

#### 第3 組織及び構成

- 1 対策本部は、本部長、本部犯罪抑止戦略官及び幕僚をもって構成する。
- 2 本部長、本部犯罪抑止戦略官及び幕僚は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 本部長は、対策本部の事務を統括し、対策本部を指揮・監督する。
- 4 本部長に事故があるときは、本部犯罪抑止戦略官が本部長の職務を行う。
- 5 本部犯罪抑止戦略官は、次に掲げる任務を行う。
  - (1) 本部長の補佐並びに対策本部の事務の掌理及び全般的な調整
  - (2) 犯罪抑止計画の策定及びその遂行に際しての各種対策の統括
  - (3) 情報分析支援システム等を用いた各警察署ごとの犯罪情勢の分析及び各警察署が独自に行った犯罪情勢の分析の集約
  - (4) 各警察署が行う、管轄区域ごとに重点的に抑止すべき犯罪（以下「署重点犯罪」という。）の選定及びその抑止計画の策定に際して(3)の分析結果等を踏まえた支援及び必要に応じた警察署間の調整
  - (5) 署重点犯罪及び本部が主導してその抑止を行う犯罪の発生状況、発生環境等に関する情報の集約及び当該情報の警察署への提供の統括
  - (6) 各種システム、統計等の効果的な活用方策の検討及びその成果の警察署への提供
  - (7) 関係する他の都道府県警察本部の本部犯罪抑止戦略官との緊密な連携及び犯罪抑止計画等に関する調整
- 6 幕僚は、部の所掌事務について本部長を補佐し、対策本部の事務を掌理する。

#### 第4 和歌山県警察犯罪抑止総合対策室の設置

1 対策本部の運営を効率的に行うため、対策本部に和歌山県警察犯罪抑止総合対策室（和歌山県警察本部組織規則（昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号）に規定する犯罪抑止総合対策室をいう。以下「対策室」という。）を置く。

2 対策室は、室長及び室員をもって構成する。

3 対策室の任務は、次のとおりとする。

(1) 犯罪抑止総合対策の企画及び調査に関すること。

(2) 対策本部の連絡、調整に関すること。

(3) 対策本部の庶務に関すること。

(4) その他特命事項

#### 第5 和歌山県警察犯罪抑止総合対策推進班の設置

1 対策本部及び対策室の運営を効率的に行うため、対策本部に和歌山県警察犯罪抑止総合対策推進班（以下「推進班」という。）を置く。

2 推進班の構成及び任務は、別表2のとおりとする。

3 推進班の総括は、対策室において行う。

#### 第6 和歌山県警察犯罪抑止総合対策支援班の設置

1 対策本部、対策室及び推進班の運営を支援するため、対策本部に和歌山県警察犯罪抑止総合対策支援班（以下「支援班」という。）を置く。

2 支援班の構成及び任務は、別表3のとおりとする。

3 支援班の総括は、対策室において行う。

#### 第7 細部事項

この要綱に定めるもののほか、犯罪抑止総合対策の実施について必要な事項は別に定める。

(別表省略)